

平成19年法規研修会

- テーマ 「厳格化された建築確認審査について考える」
- 日 時 平成19年10月4日(木) 18:00~20:30
- 会 場 東京建築士会会議室(中央区晴海1-8-12 オフィスタワーZ 4階)

[概要] 黒田清行専務理事の開会挨拶, 小田圭吾法規委員長の研修会主旨説明・講師紹介で始まり, 鈴木孝雄氏(東京都都市整備局市街地建築部建築指導課課長補佐)より「都における建築確認の推移」, 「改正建築基準法施行後の国土交通省の動向等」, 伊藤一氏(新宿区都市計画部建築課建築審査係課長補佐)より「新宿区における建築確認の推移」, 「23区内の構造計算適合性判定機関委託状況等」, 奈良幹雄氏(日本ERI(株)常務監査役)より「確認申請における事前点検対策」, 「手数料改定について」, 勝倉善二郎氏(財東京都防災・建築まちづくりセンター建築防災事業部建築検査課長)より「消防同意審査フロー, 構造計算適合判定に関する説明等」についての説明を受けた。その後, 参加者の間で質疑応答及び意見交換を行った。



(配布資料)

1. 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について(技術的助言)(平成19年9月25日付, 国住指第2327号)
2. 最近の建築確認件数の状況について(平成19年9月28日付, 国土交通省HPより抜粋)
3. 建築主及び設計者のみなさまへ(平成19年6月18日新宿区都市計画部建築課)
4. 新宿区確認件数推移
5. 建築基準法改正に関連した弊社公開資料等の利用について(平成19年7月10日付, 日本ERI(株)HPより抜粋)
6. 確認申請の事前点検の実施についてのごお願い(建築基準法改正情報その9)(平成19年8月17日付, 日本ERI(株)HPより抜粋)
7. 確認検査業務手数料規程の改定について(平成19年9月3日付, 日本ERI(株))
8. 平成19年6月20日施行の改正建築基準法等について(国土交通省HPより抜粋)
9. 改正建築基準法の構造計算適合性判定要件の考え方
10. 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防同意事務の運用等について(依命通達)(平成19年6月29日付, 19予第373号)
11. 「確認審査・検査の運用解説」補足(案)
12. 構造計算適合性判定の流れ(確認審査の手続きの流れ)
13. 構造計算適合性判定手数料
14. 参考資料1
 - ・確認審査等に関する指針(平成19年6月20日告示第835号)
 - ・改正法施行の技術的助言1(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)(平成19年6月20日付, 国住指第1331号, 国住街第55号)
 - ・改正法施行の技術的助言2(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)(平成19年6月20日付, 国住指第1332号)
15. 参考資料2
 - ・改正建築基準法(6月20日施行)の円滑な施行について(国土交通省住宅局建築指導課)
 - ・改正建築基準法の円滑な施行に向けた当面の取組について(平成19年9月7日付, 国土交通省住宅局建築指導課)
 - ・(財)建築行政情報センターHP
 - ・改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について(平成19年8月9日付, 国住指第1899号)
 - ・建築主の皆様へ~6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました~(国土交通省住宅局建築指導課)
16. 確認・検査・適合性判定の運用等に関する質疑
17. 法規研修会アンケート

■主な質疑・応答

Q. 大臣認定書の取扱いについて、認定書は分厚いが確認申請時に全て添付しなければならないか？

A. 平成19年9月25日に国土交通省住宅局建築指導課長より技術的助言が出されたが、確認申請時に省略した場合は、完了検査申請時に必要となるので結果的に必要である。

ただし、11月14日付施行規則の改正により取り扱いが変更された。(※印をご参照ください)

※

平成19年11月14日

国住指第3110号

国住街第185-2号

建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）〔抜粋〕

第1 構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出について（規則第1条の3等関係）

① 構造方法等の認定に係る認定書の写しについては、当該構造方法等が申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分（以下「建築物等」という。）に用いることができること、適用される建築基準関係規定に適合すること等を確認するために確認の申請書として提出を義務付けているものである。したがって、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）において、既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているもの）に限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、上述の建築物等の計画が当該構造方法等によるものであることを確かめられ、認定書の写しの提出を求めていることに相当すると判断できることから、今般、認定書の写しについては、それら以外の場合で建築主事等が提出を求める場合に限り提出することとする。

Q. 平成19年9月25日の技術的助言において、構造計算適合性判定機関は事前相談について、きめ細かく対応することとされているが、確認申請受付先は、どこの機関に判定を求めるのか教えることが可能か？

A. (応答者により意見が分かれた。)

- ・技術的助言が出たばかりなので、今後、検討したい。
- ・事前点検時点で決定している機関もあった。

Q. 厳格化によって安全良質の国民の財産が担保される理由は？

A. 特定行政庁では回答のしようがないが、今回の法改正により、建築主事及び指定確認検査機関による確認審査等の厳格化により担保されると思われる。

Q. 法改正によって脱法行為が助長されるのではないかと思うが、今回の法改正で検査などが確実に実施されるのをどのように担保するのか？

A. 特定行政庁において、審査部署と監察部署とで連携を図っている。

Q. 指定確認検査機関が必要に応じて建築主等に法12条5項に基づく報告を求める事はできないのか？

A. 法律で規定されていないが、指定確認検査機関は、今回の法改正において「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」により、追加説明書という形で報告を求めることができる。

Q. 構造安全証明書の個人の住所を記入する欄は、記入が必要か？

A. 告示で定められたものであり、記入が必要であると考えます。

※構造審査・検査の運用解説（19.10.10更新版）より、事務所の住所でも可

Q. 構造に関して申請先に説明を行う場合、経験の浅い有資格者とベテランの無資格者で出向き、後者が説明を行うことは可能か？

A. 差し支えないものとして扱う。